



TITLE:

# 19世紀後半アイルランドの土地闘争と土地立法 - 19世紀後半アイルランドの土地問題(1) -

AUTHOR(S):

本多, 三郎

---

CITATION:

本多, 三郎. 19世紀後半アイルランドの土地闘争と土地立法 - 19世紀後半アイルランドの土地問題(1) -. 経済論叢 1973, 112(1): 70-88

ISSUE DATE:

1973-07

URL:

<https://doi.org/10.14989/133531>

RIGHT:

# 經濟論叢

第 112 卷 第 1 号

---

- 開発財政支出による競争の組織化……………池 上 惇 1
- アメリカ合衆国における国民勘定の形成……………泉 弘 志 22
- 路線確立期における  
DDR 農業の経営間協業……………青 木 國 彦 45
- 19世紀後半アイルランドの  
土地闘争と土地立法……………本 多 三 郎 70
- 

昭和48年 7 月

京 都 大 学 経 済 学 会

# 19世紀後半アイルランドの土地闘争と土地立法

—19世紀後半アイルランドの土地問題 (1)—

本 多 三 郎

## I 問題の限定とマルクスのアイルランド論

### 1 はじめに

17世紀にブルジョア革命を経過したイギリスは、18世紀最後の三分の一期にはじまる産業革命を経て、19世紀半ばには、「世界の工場」として、それ以後半世紀にわたるイギリス資本主義の全盛時代——あのヴィクトリアン・エイジの名で呼ばれる大英帝国の時代を築いた。しかし、このイギリスの一見輝かしい「民主主義」と「生産力」、それと手をたずさえた「繁栄」の裏に、貧困と無権利にあえぐアイルランドがあり、いわゆるイギリスの恥部としてのアイルランド問題があった<sup>1)</sup>。

19世紀イギリスの「繁栄」の時代は、アイルランドの側からすれば、1800年の「合併法 Act of Union」に始まり、1919年の共和国臨時政府の樹立、1922年のアイルランド自由国 Irish Free State の成立、いや、1949年のアイルランド共和国 Republic of Ireland の成立後の今日にさえなおそのあとをひく、イギリスに併合され、支配された植民地アイルランドの時代であった。レーンの言葉を借れば、「イギリスはかなりの程度あのロシアの農奴主サルティチ

1) イギリスにおける民主主義的政治変革が、アイルランドにたいする植民地的抑圧と手をたずさえていたことについて、マルクスに拠りながらいちはやく指摘したものとしては、尾崎芳治「マルクス・エンゲルスのイギリス革命論」堀江、池田、尾崎『市民革命の理論』1957年、有斐閣、63-68、83-92ページ参照。

なお、イギリスの『繁栄』の裏側で進化したイギリスの第一番目の植民地（エンゲルス）アイルランドに対するイギリスの植民地的抑圧の歴史と実態をあばきだしたものとしては、矢内原忠雄「アイルランド問題の沿革」『帝國主義下の印度』昭和15年、別枝達夫「アイルランド」大野真弓編『イギリス』1954年、堀越智『アイルランドの反乱』1970年参照。

一ハ夫人をおもわせるやり方をアイルランド農民に対してとることをもとにして、その『輝かしい』経済的發展、その工業と商業の『繁榮』をつくりだしたのである<sup>2)</sup>。まさに、産業革命によって最終的に確立をみたあの「古典的資本主義の国イギリス」は、アイルランド支配を不可欠の構造的一環としてはじめて存立していたのである。

にもかかわらず、このことは近代イギリスの支配的イギリス像にあって都合よく忘れ去られてきた。虐げられたアイルランドの存在そのものがイギリスの近代に対する批判を意味したかぎり、これは当然であった<sup>3)</sup>。しかし、この事情は、わが国のイギリス資本主義発達史の研究にあってさえ、どれ程克服されたものとなってきたのだろうか。この点に今立ち入ることはできないが、少くともここで、《19世紀イギリス資本主義を分析する上での不可欠の要素としてのアイルランド問題》という視角を、最初にかつ包括的にとらえたのが、ほかならぬ同時代人としてのマルクスであったことを、かれのいわば忘れられた言葉とともに想起しておかねばならない<sup>4)</sup>。

## 2 マルクスのアイルランド論

アイルランド問題にかんするマルクスの見解は、1870年1月の「総評議会からラテン系スイス連合評議会へ」の回状で、最も包括的に語られているが、その他エンゲルスやクーゲルマンに宛てた一連の手紙、新聞への寄稿論文などに示されるところを合わせて、ほぼ次のように整理することができる<sup>5)</sup>。

- 2) レーニン「イギリス自由主義者とアイルランド」『レーニン全集』大月書店版、②、151ページ。
- 3) たとえば T. S. Ashton, *The Industrial Revolution, 1760-1830*, 1948, p. 161. (中川敬一郎訳『産業革命』岩波書店, 1953年, 173ページ)を見よ。またイギリス史学の諸潮流をノールランド問題とも関連させて概観したものとして、尾崎芳治「歴史学と民主主義」京都大学経済学会『経済論叢』第104巻第2号、参照。
- 4) すでに戦前、平野義太郎氏によってマルクスのアイルランド論が簡潔に整理されて紹介されている。平野義太郎「アイルランドにおける土地問題」(→『歴史科学』昭和11年5、6月号参照。マルクスのアイルランド論をとりあつかった最近のものとしては、尾崎芳治、前掲論文の他に、J. S. ミルとの対比においてとりあげられている、高島光郎「J. S. ミルとアイルランド問題」経済学史学会編『資本論の成立』1967年、さらに、アイルランド問題が、1860年代後半におけるマルクス・エンゲルスの世界史認識の決定的深化の契機となったと主張されている山之内靖『マルクス・エンゲルスの世界史像』1969年がある。
- 5) 当面の対象とのかかわりで主要なマルクスの関連論文を以下にかかげておく。ここではこれら

(1) イギリスは、ヨーロッパの地主制度 Landlordship と資本主義の「古典的な本拠 Klassischen Sitz」であり、「堡壘 Bollwerk」であって、したがってまた、「これを破壊する最も成熟した物質的諸条件」をもち、ヨーロッパ革命にとって「真剣な経済的革命的槓杆として役立つ」唯一の国である<sup>6)</sup>。

(2) そうした「公的イギリス offizielle England」に対して大きな打撃を加えるただ一つの地点は、アイルランドである。なぜなら、第一に、イギリスの地主制度の堡壘はアイルランドにあり、そこでの地主制度の崩壊は、イギリスにおける地主制度の崩壊に結果する。アイルランドでは土地革命の課題が日程にのぼされており、それが同時に民族的闘争と結合して、そこにはイギリスの人民よりも「革命的であり、激怒している」人民がいる。アイルランドにおいてこそ地主制度を打倒する作戦は「100倍も容易」なのである。アイルランドにおける堡壘を奪われたイギリスの地主制度は、「富の大きな源泉」と「アイルランドに対するイギリスの支配を代表する力=最大の精神的力」を喪失し、重大な打撃を受ける。

第二に、アイルランドを失うことは、イギリス・ブルジョアジーにとって、安い肉と羊毛、安い労働力と安い資本の重要な供給源、イギリスにおける低賃金と労働者の無権利を支える挺子の喪失であり、かれらの「支配の秘訣」であるプロレタリアートの分裂をもたらす鍵、「イギリス自体における人民の運動」を「イギリス労働者階級中の多数を占め」ている「アイルランド人との確執の

の検討からえられた結論だけを要約的に示しておく。Der Generalrat an den Föderalrat der romanischen Schweiz, 1. Jan., 1870, *Marx Engels Werke*, Bd. 16, SS. 386-390. (「総評議会からラテン系スイス連合評議会へ」『マルクス・エンゲルス全集』⑧, 380-383ページ)。Entwurf eines Vortrages zur irischen Frage, gehalten im Deutschen Bildungsverein für Arbeiter in London am 16. Dezember 1867, *ebenda*, SS. 445-458. (同上, 436-450ページ)。Brief Marx an Engels, 30. Nov., 1867, *ebenda*, Bd. 31, SS. 398-400. (『マルクス・エンゲルス選集』大月書店版, 8巻下, 513-515ページ)。Brief Marx an Ludwig Kugelmann, 29. Nov., 1869, *ebenda*, Bd. 32, SS. 637-639. (同上, 523-525ページ)。

6) マルクスは同時に、「フランスがおそらく革命的イニシアティブをとるであろう」(*Ebenda*, Bd. 16, S. 386. 『全集』, ⑧, 380ページ)と述べているが、マルクスはおそらく1871年のパリ・コンミュニョンの事態を見通しながら、国際プロレタリア革命におけるイギリス・プロレタリアートの階級闘争の重要な位置と、そこでのアイルランド問題の決定的な意義を把握していたと考えられる。

ためにすべて麻痺状態におく」手段を失うことである。

第三に、イギリス支配階級にとって、アイルランドの喪失は、イギリスの大常備軍維持の唯一の口実、このプロレタリアートの鉄鎖を鍛える場が失われることであり、常備軍解体の危機を招来する危険性をもつものである。それは、土地貴族がその中核に位置するブルジョア的イギリスの支配機構がその中枢において震撼させられることを意味する。

第四に、アイルランドの自治、イギリスからの独立は、プロレタリアートを支配階級のあやつる糸から解き放ち、かれらの団結と、「解放の第一条件——イギリスの土地寡頭制 *Bodenoligarchie* を打倒すること——」の「実現」、権力機構の破壊、さらに、土地貴族を支持し、それと同盟しているイギリス・ブルジョアジーの打倒、イギリスにおける真剣な社会革命に向けてのプロレタリアートの戦線の整備を促す決定的な挺子となる。

(3) 他方、アイルランド人民にとっての課題は、第一に、自治とイギリスからの独立、第二に、土地革命<sup>7)</sup>、第三に、イギリスに対する保護関税の実現である。

(4) ここから、イギリス・プロレタリアート、ならびに第一インターナショナルのとりべき道はおのずから明らかである。「第一になすべきことは、イギリスで社会革命を促進すること」、そのための最初で唯一の突破口は、アイルランドの独立を支援することにある。したがって、イギリスのプロレタリアートは自らのアイルランド政策を「支配階級の政策から決定的に分離し」、アイルランドの独立を「自身の利益」として要求し、その闘争の「イニシアティブをとること」、インターナショナルは、アイルランドの民族的解放がイギリスの労働者階級にとって、「自らの社会的解放の第一条件であること」を自覚させることによって、ヨーロッパ革命の展望を切り開く主体的条件を作りださねばならない。

7) 原語は *Agrarische Revolution* (*Brief Marx an Engels*, 30. Nov., 1867, *a. a. O.*, S. 400.) である。『選集』⑧下、514ページでは、「農業革命」と訳されているが、この場合、「土地革命」とするのが適切であろう。

ここには、マルクスの19世紀イギリス＝アイルランド像ともいうべきものが、きわめて示唆深いかたちで、鮮かに示されている。その打倒が社会的解放の第一条件となるほどの独自の決定的地位を、支配機構中に占めるイギリスの土地寡頭制、その不可欠の堡壘としてのアイルランドの地主制度、この地主制度支配下のアイルランドを、安価な食糧と労働力の供給源として、自らの再生産の必須の一環に組み込んだ「世界の工場」イギリスの産業資本、という全機構的な関連である。マルクスは、こうした構造的把握を前提して、土地革命と独立を主な内容とする、いわばアイルランドの民族解放民主主義革命<sup>8)</sup>、この全機構を破砕する突破口として、世界革命の展望の中に位置づけている、ということができる。

### 3 問題の限定

では、いかなる意味で、アイルランドの地主制度は、イギリス土地寡頭制の堡壘であったのか、アイルランド農業のどのようなあり方が、イギリス産業資本の安価な食糧、労働力の供給源たらしめていたのか、そこでは、何がどのようにして土地革命の条件を形成していたのか、総じて19世紀アイルランドの土地問題とは何か、19世紀イギリス資本主義の研究の不可欠の一環としてのこれらの諸点の検討、これが以下の研究の一般的課題である。

まず、本稿では、19世紀後半アイルランドの土地闘争とイギリス政府の土地立法を概観することによって、そこでの土地問題をめぐる対立の基本線を確認する。

この対立の基本線の確認は、一方では、客観的基礎過程の現実とつき合わせてみることによってはじめてその意味を確定することができるものである。しかし、他方では、客観過程に現われた矛盾の階級闘争による点検として、客観過程の分析に先立ってそれに見通しを与えてくれるものとなり、上記の一般的課題追求の前提となってくれるはずである。

なお、本稿につづく研究の課題を前もって明らかにしておこう。第一に、こ

8) Cf. P. Berresford Ellis, *A History of the Irish Working Class*, 1972, p. 146.

の階級闘争の対立に自らを表現している客観過程と、そこでの矛盾はいかなるものであったか、このことを検討する。そのために、まず、地主と農民の土地所有の状況、19世紀後半アイルランドにおける土地所有関係の実態を明らかにして、ついで、この土地所有関係の枠のなかで進行し、それを桎梏と化すまでに土地革命を必然化させた生産＝経営に現われる経済的傾向を解明する。

第二に、この客観的基礎過程の分析結果とつき合わせて、土地問題をめぐる対立の基本線のもつ意味を確定し、19世紀後半におけるアイルランド土地問題の現実的内容、イギリスの土地寡頭制と産業資本にとってそれが持つ意味等々を総括することである。

## II 19世紀後半におけるアイルランドの土地闘争と土地立法

19世紀後半、とりわけ1870年以後、アイルランドでは、イギリスからの独立をめざす闘いと、これと結合した土地闘争が、はじめて農民を主力として闘争の舞台に押し出すかたちで展開された。その頂点をなしたのが、土地同盟 Irish National Land League (1879年結成) に指導された、土地戦争 Land War (1879-1883) と呼ばれる一連の闘争であった。

このいわゆる土地戦争は、いかなる要求を掲げ、いかなる仕方ですそれを提起し、どのような方向をめざしていたのか、イギリス政府はこの土地闘争に対応していかなる方策を取り、そのめざす方向は何であったか、これら全体を貫く、土地問題をめぐる対立の基本線はどこに引かれていたのであろうか。

### 1 土地同盟と土地戦争

土地同盟は、1879年、アイルランドの独立をめざす秘密結社フィーニアン Fenian<sup>9)</sup> のマイケル・ダヴィット Michael Davitt<sup>10)</sup> の献身的な努力によって、

9) フィーニアンとは、伝説上の武士団 Warriors, フィアンナ Fianna からきた呼称である。Cf. P. B. Ellis, *ibid.*, p. 130.

10) M. ダヴィットは、1846年に生まれ、6歳の時、一家は地主によって土地を没収された。若い頃イギリスで労働者として働き、19歳の時、イギリスにあるフィーニアンの組織に加わり、1870年アイルランドに武器を送った科で逮捕されて、1877年まで獄中にあった。Cf. P. S. O'Hegarty, *A History of Ireland under the Union 1801 to 1922*, 1952, p. 477.



フィーニアンのなかのダヴィットを中心とする勢力と C. S. パーネル Charles Stewart Parnell<sup>11)</sup>を中心とする自治主義者 Nationalist の一グループとを糾合して生まれた。

まず、この二つの勢力の性格と、同盟成立の思想的背景を見ておこう。

土地同盟を構成した二つの勢力の一つであるパーネル等のグループは、アイルランド自治協会 Irish Home Government Association (1870年結成)の後身であるアイルランド自治同盟 The Irish Home Rule League (1873年結成)に属し、議事妨害派 Obstructionist と呼ばれる分派を形成してきた部分であった。かれらは、当時、イギリス議会の中でキャスティング・ボートを握るアイルランド選出議員の地位をおおいに利用して、アイルランド問題に関する議会討論を徹底的に妨害することの中に、アイルランドの自治を実現する主な手段を見出してきた<sup>12)</sup>。

かれらの属する自治同盟のめざす目的は、その前身である自治協会の趣旨に見ることができる。それは、アイルランドに、イギリス国王およびその継承者、アイルランドの上下両院議員から成る議会を設置し、アイルランド内政にのみ限定した、いわば大英帝国内の立憲君主制的自治領としてのアイルランドの自治を実現しようとするものであった<sup>13)</sup>。協会に結集したのは、「主に、中・上流階級、商人、知識人、カレッジの教授、地主、総じて富裕な人々」<sup>14)</sup>であったといわれている。協会は、1873年に改組して、同盟となり、その後、「民族ブルジョアジー」<sup>15)</sup>の政党として確立していった。

それでは、かれらの土地問題への取り組みはどうであったか。自治同盟の指導者 I. バット Isacc Butt 等は、三F要求、すなわち、保有権(借地権)の安定 Fixity of Tenure, 公正地代 Fair Rent, テナント・ライトの自由販売 Free

11) C. パーネルもダヴィットと同じく1846年に生まれ、彼自身はプロテスタントの土地所有貴族であった。Cf. P. B. Ellis, *op. cit.*, p. 163.

12) Cf. P. B. Ellis, *ibid.*, pp. 153-154, 下田将美『愛蘭革命史』大正12年, 24-32ページ参照。

13) 同上, 25-27ページ参照。Cf. P. S. O'Hegarty, *op. cit.*, p. 467.

14) *Ibid.*, p. 467.

15) 鈴木正四『近代史における民族の問題』歴史学研究会編『歴史における民族の問題』1951年, 74ページ参照。Cf. P. B. Ellis *op. cit.*, p. 157.

Sale of Tenant Right を擁護する立場に立ってきた<sup>16)</sup>。

三F要求は、もともと1850年に結成されたアイルランド・テナント同盟 The Tenant League<sup>17)</sup> が掲げたもので、搾出地代 Rack Rent に反対し、農民追放に対する抵抗を示してはいるものの、土地所有そのものには何ら手をふれることのないものであって、この要求にとどまる限り、いわば、テナント権の改善を要求する改良闘争の性格をもつものといえることができる。

それは、農民の中で、既存の大土地所有の存続を前提して、その枠内で経営を維持し、拡大することのできる部分の要求を中心的に反映しているものと見ることができよう<sup>18)</sup>。

では、このような大英帝国の枠内での立憲的自治の要求とあわせて三Fの要求を擁護する C. パーネル等の流れとならんで、土地同盟に結集したいま一つのフィーニアン勢力のほうはどうであったか。

1858年に結成されたフィーニアンは、秘密の宣誓で結ばれた組織で、アイルランドにおけるイギリス人支配の武力による打倒とアイルランド共和国の樹立を目標とした<sup>19)</sup>。その主張の基礎には、「《土地は人民のもの》であり、《征服者のもの》ではない」とする考えがあり、アイルランドのイギリスからの「独立の前提に《地主制》への反抗<sup>20)</sup>」をおいていた。1878年のマルクスの評価によれば、フィーニアンは、「人民大衆のなかに、下層階級のなかにだけ根をは

16) Cf. J. Bonn, *Modern Ireland and Her Agrarian Problem*, translated from the German by T. W. Rolleston, 1906, p. 77. 三Fの要求、とりわけ、テナント・ライトの自由販売について、戦前における日本の小作人と比較して論ぜられているものとして、平野義太郎「小作地改良に基づく有益賃還請求権」『法學協會雑誌』第44巻第9号、10号、大正15年参照。

17) ダーニエル・オ'Connor Daniel O'Connell のリベール Repeal = 併合撤廃運動から離れ、1848年に武装蜂起した青年アイルランド党 Young Ireland Party の G. ダヴィ Gavan Duffy を中心にしてカトリック司祭、プレスビテリアン牧師、一部の地主、テナントが、1850年ダブリンに会合してテナント同盟を結成した。Cf. M. Hayden & G. A. Moonan, *A Short History of The Irish People*, 1921, p. 505.

18) 事実この点は、すでに1850年代におけるテナント同盟の闘いが、「一方地主の圧迫と、小農=貧農の冷淡によって、わずかに中経営以上の小作人の間に歓迎されたにとどまり、1852年には同盟は解体した」(別枝達夫, 前掲書, 324ページ)という実績によって裏づけられていたものであったともいえることができる。

19) Cf. P. B. Ellis, *op. cit.*, p. 130, P. S. O'Hegarty, *op. cit.*, p. 413.

20) 高橋裕之「アイルランド土地問題とナショナリズム——J. F. ローラーの論説をめぐって——」『国際商科大学論叢』第2号, 1968年, 12ページ。

った」、「またそこにだけ運動の本来の本拠」<sup>21)</sup>を置いた結社であり、「地主の権力の打倒と人民の権力の樹立をめざしていた点において社会主義的傾向」<sup>22)</sup>をもったものであった。

しかしながら、その運動の基盤を「人民大衆」のうちにもち、その主張において、地主への反抗、土地革命が独立の課題と結合して提起されていたにもかかわらず、少なくとも土地同盟結成以前のフィーニアン運動は、広汎な農民大衆の対地主闘争、農民自らの土地闘争を組織する点で不十分であり、一揆主義的武装蜂起の失敗の繰り返しに終わっていたのである<sup>23)</sup>。

すでにふれたように、土地同盟の結成を主導したのは、このフィーニアンの中でも M. ダヴィトを中心とするグループであるが、このグループとりわけダヴィトの主張を知るためには、かれの思想的先蹤と目され、かれが獄中でアイルランドの負わされた「困難」解決のための方策として同じ結論にたどりついたと言われている、1840年代後半における J. F. ローラー James Fintan Lalor (1807—1849)<sup>24)</sup>の主張を一瞥しておく必要がある<sup>25)</sup>。

ローラーの主張は、土地問題の解決と、それを通じての独立の達成という二つの課題の結合にあった。かれは、「多数の人民の権利を破棄しようとする少数の人びとの所有権」を否認し、土地はアイルランド人民のものであるがゆえに、「全員が真の土地所有者となり、自らが国民会議でいくらの料金を誰に払うか」を決定するまで、「原則としてあらゆる小作料」の支払いを拒否することを呼びかけたのであった<sup>26)</sup>。

21) Marx, a. a. O., Bd. 16, S. 445, 『全集』⑩, 436ページ。

22) Marx, „New York Herald“ 25. Oct., 1878, Quoted in P. B. Ellis, *op. cit.*, p. 133. マルクスのこの論稿は、*Marx Engels Werke* には収録されていない。なお、マルクスは、1867年、フィーニアン運動が「消極的な意味すなわち土地の擅有に反対だ」という意味において、「社会主義的傾向」に特徴づけられていると評価している。Brief Marx an Engels, 30. Nov., 1867, a. a. O., S. 399.

23) Cf. P. B. Ellis, *op. cit.*, pp. 132-133, 140, James Connolly, *Labour in Ireland*, 1917, pp. 209-210.

24) ローラーについては、高橋裕之、前掲論文参照。

25) Cf. P. S. O’Hegarty, *op. cit.*, p. 483. ダヴィトは、「フィンタン・ローラーの方針はいまもって有効である」と主張して、フィーニアン運動が土地闘争と自治問題を結合していない点を批判している。P. B. Ellis, *op. cit.*, p. 132.

ここには、きわめて漠然とはあるが、「全員が土地所有者となる」土地革命、それによってはじめて可能なアイルランドのイギリスからの独立、さらに、そうした小土地所有農民の合議体制に支えられたアイルランド共和制ともいうべき独立アイルランドの政体構想が提起されている。

しかし、ローラーの主張もまた、1840年代後半の段階にあっては、広汎な農民を組織することができず、一揆的闘争の敗北に終わったものであった<sup>27)</sup>。

ここに示された思想は、M. ダヴィットによって継承され、一定の明瞭なかたちには仕上げられるのである。

ダヴィットは、アイルランドにとって「本質的に悪」である「土地制度」が、「アイルランドが負わされた困難の根源」であって、地主制度の一掃、廃絶＝土地国有化を内容とする土地革命を通して、アイルランドの民族独立が達成されること、さらに、これまでのフィーニアン「非公然な運動 secret movement」とならんで同時に、公然と農民に反抗を訴え、広汎な農民を組織して、農民大衆自らの土地闘争を起こすことを主張した<sup>28)</sup>。

こうして、この大土地所有の廃棄を内容とした土地革命を志向するダヴィット等のフィーニアンの流れと、借地条件改善の要求を中心とする自治同盟の流れとの、この二つの路線の合流を実現したものをこそ、ほかならぬ土地同盟の成立だったのである。

では、このような対立をはらむ二つの流れの上に形成された土地同盟と、それによって指導された土地戦争は、どのような組織をもって、何を要求し、どんな闘争経過をたどったのであろうか。

土地同盟は、1879年10月、指導部に、議長として C. パーネル、名誉幹事 Honorary Secretary として M. ダヴィットらをいただいて出発した。「テナント・ファーマ tenant farmer の間に組織をつくる」<sup>29)</sup> という組織方針のもとに

26) 高橋裕之、前掲論文、15-18ページ。

27) 同上、18ページ参照。

28) Cf. M. Hayden & G. A. Moonan, *op. cit.*, p. 523, P. S. O'Hegarty, *op. cit.*, p. 483.

29) P. S. O'Hegarty, *ibid.*, p. 489.

主にダヴィットが組織づくりを担当したが、そのことは、多数のフィーニアンに参加とあいまって、すでにそれまでダヴィット等の指導下に組織されてきた、直接農民の大衆運動と結びついたメイオウ Mayo 県の地方組織の他に、一層多くの地方組織が、フィーニアンの指導の下に広汎につくられていく条件を与えることとなった<sup>30)</sup>。

他方、土地同盟が当初かかげた目的は、「第一に、搾出地代を引下げる」ことにおかれ、その目的を達成する方策として、「不正な地代の支払いを拒否したという理由で追放のおどしをかけられている者」を組織の力で防衛することがうたわれた。

目的の第二は、「占有者 occupiers による土地所有権の獲得を促進する」ことにおかれ、その方向として、「冬期に土地法 (第一次グラッドストウン土地法 Landlord and Tenant Act, 1870, …筆者) のブライト条項 (John) Bright Clauses を生かすことを促進すること。全てのテナントが一定期間、公正地代 Fair Rent を支払うことによって保有地の所有者となりうるという改革を土地法にもり込むこと」がかかげられた<sup>31)</sup>。

以上のような同盟の組織とそれがかかげた目的、その実現方向のなかに、対立的な二つの路線の合流の結果をある程度読みとることができる。

ここでまず、農民による土地所有権の獲得の方向が打ち出されて、従来の3F運動に見られた借地条件改善だけをめざす改良的闘争の枠を越えていることが注目される。しかしこの要求の表現は漠然としたものであって、そこには、一方、ダヴィット等のフィーニアンの土地革命に前進していく可能性が秘められているとともに、他方、パーネルの主張する土地法の改定によるいわば立憲的改良的「自作農創設」に傾斜していく可能性をもそこに包含しうるものであった<sup>32)</sup>。

30) Cf. *ibid.*, pp. 489, 491.

31) 当初土地同盟がかかげた目的については, *ibid.*, p. 489 よりまとめた。

32) C. パーネルは、土地同盟の結成に際して、「同盟の方針は議会で主張できるようなものにすべきである」と条件づけた。Cf. *ibid.*, p. 489.

と同時に、目的に見られるような巾にもかかわらず、組織方針はダヴィットの主張する線で決定されており、実際の組織体制もかれを中心とするフィーニアン  
の指導下におかれたことによって、運動がその実践過程において、立憲的改良闘争の枠を越える道が開かれていたのもであった。

さらに、搾出地代引下げの要求についても、そこには、農民の大衆的闘争によって地主の攻撃に立ち向い、地主に農民の側が公正であると判断する地代の支払いを押しつける方向と、他方、バーネルの主張する、「地主に対してさねフェア」である「合理的」な「公正地代」の「全ての党派にとって平和的」<sup>33)</sup>な実現という方向とが含まれている。

このようにして、土地同盟が、三F運動からフィーニアンに至るまでの広汎な農民闘争を統一して生まれたため、当初かかげた方針は二つの流れの傾向が混然となって顔を出している事情がうかがわれるのである。

さて、土地戦争は、土地同盟の出発に先立って、1879年4月、メイオウ県において、パーク某なる一地主の地代の法外な引上げ、追放の脅迫に抗議するために開かれた集会<sup>34)</sup>を皮切りに燃えあがり、10月には土地同盟という指導部を生み出し、80年、81年と空前の規模で拡がった。

すでに、4月のメイオウの集会は、ダヴィットの指導のもとに、前記の地主パーク某への抗議だけでなく、地代の削減から、地主制度全体への攻撃をめざすものであったが<sup>35)</sup>、搾出地代の削減を前面に出しつつ、地主制度そのものの廃棄へと向う傾向を、土地戦争は当初からもっていたといえる。農民はもはやおとなしく追放命令に従ってはいなかった。1880年秋、土地闘争は、これ以後同種の闘争形態に全世界で親しまれる名称を提供する榮譽をになうことになる「ボイコット」なる闘争形態を生み出して、対地主闘争を空前の規模で前進させた。それは、地主の側からの地代つりあげ、農民追放の攻撃に対して、地主の使用人、地主の経営農場の労働者、地域全体の住民をまきこんだ団結力で、

33) *Ibid.*, pp. 486, 488, 492.

34) メイオウ県の集会については、Cf. P. B. Ellis, *op. cit.*, p. 153.

35) Cf. P. S. O'Hegarty, *op. cit.*, p. 485.

農民たちが適正と判断する地代を地主に押しつけ、そのために、その地主との一切の関係を断つ、いわば地主に対する一種の「村八分」闘争であり、事実上、それによって地主の国外逃亡をさえ例外でなくするほどのものであった<sup>36)</sup>。

こうした形態をとった農民闘争は、土地同盟、とくにフィーニアンを中心とする地方組織の指導下で、急速に全国に拡がり、土地同盟の権威はアイルランド全国の農村で決定的に強まり、ダブリンのイギリス総督府とならんで、土地同盟は事実上の政府権力とまでみなされるほどになった<sup>37)</sup>。

イギリス政府は、このような土地闘争の前進に恐怖し、土地同盟への弾圧<sup>38)</sup>と後述する新しい土地法 (Land Law (Ireland) Act, 1881. 8.) でもって応えたが<sup>39)</sup>、アイルランドにおける土地闘争は決定的地点にまでつきすすんだ。

1881年9月、土地同盟は、地主制度を廃絶する土地革命の方針を、約1300名の代表が集まったダブリンでの全国大会で決定した。すなわち、「……地主制度の一切の根と枝を廃絶せず、耕作者をして土地の所有者にしないようないかような土地問題解決も満足のゆく実際の効力を有するものではない」と決議した<sup>40)</sup>。そして、イギリス政府の新たな弾圧に対して、土地同盟は、81年10月、ノー・レント宣言 No Rent Manifest を発して、一種の対地主ゼネラル・ストライキともいべき組織的地代不払いで応えたのである<sup>41)</sup>。

36) Cf. P. B. Ellis, *op. cit.*, pp. 158-160. このような戦術が最初にとられたのが、メイオウ県の C. S. ボイコットなる土地管理人 landagent に対してであったところから、ボイコットなる言葉が生まれた。

37) Cf. *ibid.*, p. 159.

38) 土地同盟が結成されるや、イギリス政府はただちにダヴィットを逮捕した。Cf. *ibid.*, p. 155. 1881年2月、ダヴィットが再び逮捕された時、イーブニング・メイル紙 Evening Mail はその社説で「ダヴィットを失っては同盟は弱々しいものになる」(*ibid.*, p. 160)と述べている。また、後述するように、同盟が土地革命の路線を明確に採用して、土地闘争が決定的地点にのぼりつめた際に、ダヴィットの不在が闘争の重大な障害になったと言われている (Cf. *ibid.*, pp. 161-163)。これらは、第一に、土地闘争におけるダヴィットの占める重要な位置、第二に、イギリス政府の弾圧が主にダヴィットにむけられていたこと、つまり、ダヴィットに代表される土地革命を志向する路線とイギリス政府の対応策が基本的な対立を形成していたことを窺わせている。

39) Cf. *ibid.*, pp. 160-161.

40) Cf. *ibid.*, p. 162.

41) Cf. *ibid.*, pp. 162-163, J. Bonn, *op. cit.*, p. 80. 宣言の一節を引用しておこう。「友人たる農民諸君、諸君の熱情をためし、諸君の誓いを実行に移す時がやってきた。土地同盟の執行委員会は、土地法をためしてみる政策の放棄を余儀なくされた現在、諸君に次の方針を勧告すべきで

ここに多数の農民が公然と闘争に立ちあがってくる中で、組織体制における指導権を握ったダヴィトを中心とするフィーニアン路線が、政治方針においても勝利し、地主制度の解体、廃絶を内容とする農民的土地革命の方向が明確に打ち出されるに至ったのである。

搾出地代の引下げ、農民追放反対にはじまり、地主制度そのものの破砕にまで到達した農民闘争の要求、これがかつての3F要求からフィーニアンに至るまでの最も広汎な統一を実現した運動の最も高揚した瞬間におけるいわばアイルランド農民総体の要求であったということができよう。

では、これに対するイギリス政府の側の対応は何であったか、そこにはどのような土地問題解決の方向がうちだされているのだろうか。

## 2 イギリス政府の土地立法

以上に見たような土地同盟の闘争に対するイギリス政府の対応は、1881年の弾圧法 *Coercion Act* (3月) と合わせて制定された第二次グラッドストーン土地法 *Land Law (Ireland) Act* (8月) にみることができる。しかしこの制定法は、その通称からも知られる通り、11年前の1870年に制定された第一次グラッドストーン土地法 *Landlord and Tenant Act* の修正版であり、ここでは、このあとの制定法を紹介することからはじめることが必要である。

さて第一次グラッドストーン土地法は、1867年のフィーニアン<sup>(2)</sup>の暴動の後を承けた、それ自身やはり、すでに見たフィーニアン<sup>(2)</sup>の線における闘争に対する対応策としての性格をもつものであったことは注目すべきことである。

---

あると考える。アイルランドのナナント・ファーマは、本日を期して、政府が現在のテロ体制を解き、人民の合法的権利を復活するまで、いかなる状況になっても一文の地代をも地主に支払うなど。……」P. B. Ellis, *op. cit.*, p. 162. 傍点一引用者。

42) それは、1867年1月にケリー県で、3月には南部諸県で蜂起にたちあがったが、たちまちにして弾圧された。Cf. M. Hayden & G. A. Moonan, *op. cit.*, p. 511. しかし、蜂起で逮捕されたフィーニアン<sup>(2)</sup>の指導者の釈放を要求する闘いが、その後、とくに1869年、アイルランド、イギリスで急速にひろがり、イギリス政府を追いつめていった。このような中で、大げさな予告をしながら、アイルランド土地法案をひっさげてグラッドストーンが登場するのである。マルクス「イギリス政府とフェニアン党の囚人たち」『全集』⑨、395ページ、「アイルランド人の大敵問題にたいするイギリス政府の態度についての総評議会の決議案」同上、377ページ参照。『全集』16巻では、Fenianをフェニアンと訳しているが、フィーニアンと訳するのが適切であろう



ところで、J. ボンによると、1870年土地法の内容の基本点は、次の三点であった。すなわち、①専横な地主によって追放された年借地農 *yearly tenant* はその権利侵害の補償を受ける権利を有すること。ただし、借地条件の不履行、地代不払等の場合は適用されない。②テナントはその立ち退きに当って、かれの行なった改良に対する補償を受ける権利を有すること。③倒産裁判所 *Bankruptcy Court* に持ち込まれた所領のテナントは保有地を買い取る便宜を与えられること（いわゆるブライツ条項）である<sup>43)</sup>。

ここでまず第一点において、追放の直接的規制ではなく、追放の結果に対する補償だけが語られていることに注意しなければならない。事実、追放補償がなされたばあいでは、「その補償額は平均77ポンドで、追放された農民の生活を支えるものではなく」<sup>44)</sup>、また、「地主に追放をやめさせるほどのものではなかった」<sup>45)</sup>。さらにこうした限られた補償ですら、借地条件を守り、地代を支払っている限りでの被追放農民に限定されており、多くの農民追放がまさに地代の未払いをこそ「口実」とするものであったことからすれば、これらの規定は、ほとんど全く見せかけのものにすぎなかったともいうことができる。

第二点の改良に関する条項は、極めて劣悪な保有態様のもとで、地主が一方的につりあげる地代を負担することができ、追放から免れうる極めて少数の力のある農民、さらには、改良の結果、当然、次の契約更新で、つりあげられる地代を負担できる少数の農民だけがその実際の利益にあずかりうるものであった。

第三点については、破産所領のテナントは、購入地価格の三分の二の年5%の利子、35年分割払いの条件の政府融資が与えられた。このいわゆるブライツ条項は、すでに見たように農民の要求において一定の刺激的先例の意味をもたされたものであったが、当然のことながら、この条項の適用は、こうした融資の年賦償還に耐えうる部分の農民にかぎられており、この制限がいかにきびし

43) J. Bonn, *op. cit.*, pp. 74-75.

44) *Ibid.*, p. 75.

45) E. Barker, *Ireland in the last 50 years 1866-1918*, 1919, p. 53.

いものであったかは、これによって保有地を購入したテナントを全て合せてもわずかに全農民の0.1%にあたる<sup>46)</sup>877人<sup>47)</sup>にすぎなかったという事実がすべてを語りつくしている。

そして、この条項にみられる事実上の特定階層への制限は、(その後しだいにゆるめられていくとはいえ、)イギリス政府によるこれ以後のアイルランドにおけるいわゆる「自作農」創設政策の基本的性格を、象徴的に示すものであったとすることができる。

では、問題の1881年の第二次グラッドストーン土地法<sup>48)</sup>は、70年の土地法をどう修正することによって土地同盟の闘争への対応策としての意味をもつものであったのか。その第一は、地主と借地人の双方が、県裁判所 County Court または新設された土地委員会 Land Commission 内の裁判所に対して地代の裁定を求めることができるものとし、また、地主とテナントの間で取り決めた公正地代を、裁判所の追認と同様の裁定地代 *judicial rent* とみなされるものとして、これらの裁定地代を15年間据置きとしたことである。

この条項は、明らかに農民の搾出地代引下げ、公正地代の要求に対応して、農民が自ら公正地代と判断したものを、一方的に力によって地主に押しつけるボイコット闘争を鎮静する目的を持ち、それをいわば裁判所内の闘争に収束させようとするものとみることができる。一方では、実際に裁判所にもち込み、地主と闘える力——金と時間と知識——をもつ農民だけが、わずかにこの条件を利用できるものであり、他方では、その力をもたない農民にとっては、裁定地代の設定は、逆にこの地代の滞納を理由とした追放が法廷の権威に裏づけられたものとして押しつけられることを意味したのである。ここには、上層の農民と他の多くの農民との間にくさびを打ち込むきわめて露骨なねらいを窺うことができよう。

46) 当時のアイルランド農民の総数は約60万人。 Cf. H. Martens, *Die Agrarreformen in Irland*, 1915, p. 30.

47) Cf. E. Barker, *op. cit.*, p. 57, J. Bonn, *op. cit.*, p. 93.

48) 1881年土地法に関しては、J. Bonn, *ibid.*, pp. 82-83, E. Barker, *op. cit.*, pp. 53-54, G. S. Lefevre, *Agrarian Tenure*, 1893, pp. 113-115. をまとめた。

事実この条項の制限的性格は、特定農民を闘争から有効に引き離すためにさえ、なおきびしすぎるものだったのであって、地代滞納の問題への配慮の欠陥がこの土地法の欠点としていち早く批判された。それに対して政府は、翌1882年に一年間の時限立法として地代滞納法 *The Arrears Act*<sup>49)</sup>を出し、一年分の地代を払えばそれまでの滞納は帳消しにすることとし、さらにこれを一年延期したのであって、実はこの処置がなされるにおよんではじめて、のちにみるC. パーネルの線との妥協が成立するに至るのである<sup>50)</sup>。

81年土地法の70年土地法に対する修正の第二点は、「一定の拒否権」<sup>51)</sup>を地主に留保したうえで、テナントに改良に対する権利を主としたテナント・ライト売却の自由を認めたことである。いうまでもなく、この条項もまた、その恩恵にあずかれるのは、既存の大土地所有の枠内で土地経営に改良を加え、「土地資本」を追加しうる部分にかぎられるものである。

第三は、70年土地法の土地購入の条件のうち、購入土地価格の三分の二の政府融資を四分の三にまで引き上げたことである。しかし、これさえなお事情を大きく変えるほどのものでなかったのだから、この結果、土地を購入したテナントはやはりわずか731人、融資総額にして25万ポンドにすぎなかったのである。むしろここで、一人当たり平均340ポンドという債務額の大きさが、大部分の農民にとってとうてい担いきれぬ額であったことこそ重要である。

49) Cf. J. Bonn, *ibid.*, p. 84.

50) 1882年5月2日、チェンバレンとパーネルとの間にキルメイナム協定 *Kilmainham Treaty* が結ばれた。その際パーネルが提起した条件は、「1. 弾圧の中止と逮捕されている土地同盟員の釈放 2. テナントが1881年土地法の利益を得るのを妨げられている原因である地代滞納の掃除のための政府援助 3. そのみかえりに土地同盟は土地犯罪 *agrarian crime* を抑える 4. アイランド自治党 *Home Rule Party* は下院において「自由党」原則の線での立法制定の促進に協力をする」(P. B. Ellis, *op. cit.*, p. 163.)の4点であった。このことについてダヴィットは冷ややかに次のように述べている。「それはパーネル氏の生涯の極めて重大な転換点であった。しかも不幸にも彼は悪い方向に転向した」と。(M. Davitt, *The Fall of Feudalism in Ireland*, 1904, p. 349.)

51) J. Bonn, *op. cit.*, p. 83, E. Barker, *op. cit.*, p. 54. 拒否権の内容は、この二つの書物のいずれにも記されていない。81年土地法の全文ではないが、一部の条項から判断すると、建物の毀損、土地の一般的価値の下落等の理由を根拠に、地主は、補償額の引下げ、拒否をすることができる。Cf. D. P. Barton & R. R. Cherry (ed.), *The Land Law Act, 1896*, Appendix No. 1, Land Law Act. 1881.

こうして、81年土地法は、70年土地法を基本的に継承しつつ、第一に、まさしく81年の時点において地主的土地所有全体の廃棄、破砕にまで到達した農民の要求に、既存の大土地所有の維持を対置するものであった。この前提のうえに、それは第二に、大土地所有のかたはらに立つ土地所有農民の数にわずか2000足らずとはいえ、新たな数をつけ加えることによって土地所有の支柱を補強し、また一方では、借地農の特定層に、「土地資本」の回収と、より「公正な地代」を保証し、他方では、農民追放に「裁定地代」という合法的基準を与え、「補償」という経済的潤滑油を注ぐことによって追放を助成し、こうして、農民の中の特定層を土地所有の側に引きつけると同時に、それを通じての土地所有の経済的性格の前進を促進するものであった。

### 3 19世紀後半アイルランドの土地問題における対立の基本線

これまで見てきたところから当然予想されるように、土地革命の決定的な時点において、パーネルとイギリス政府との間に妥協が成立し、土地同盟は自ら分解を余儀なくされ、ここに及んで、土地戦争は散発的な闘争が繰り返されたが、1883年に終熄してしまった。その後、自作農創設を柱としたイギリス政府のアイルランド土地政策が、ここに示された基本的方向で漸進的に推進されるのである<sup>52)</sup>。

以上、土地同盟に指導された土地戦争、それに対応するイギリス政府の方策、さらに、この土地闘争の帰趨を概観したが、そこでの土地問題をめぐる対立の基本線はどこに引かれていたのであろうか。

地主的な大土地所有の維持をめざすイギリス政府の線、搾出地代の引下げから地主的土地所有全体の破砕の要求へと前進した土地同盟の線、ここに主な対立があった。

さらに、後者の中の、C. パーネルに代表される改良路線と、M. ダヴィトを中心とするフィーニアン革命路線との間に、副次的な対立があった。

イギリス政府の対応策が同盟内の改良路線を志向する部分を闘争から切り離

52) 次頁の表参照。

す方向で打ち出されてくるなかで、この副次的な対立が深まり、1879年に始まる地主的大土地所有の破砕を内容とする土地革命が流産させられてしまったのである。

さて、ここに確認した土地問題をめぐる対立の基本線は、客観的基礎過程に現われたいかなる矛盾を表現しているのであろうか。この対立の基本線はどのような意味をもつのであろうか。19世紀後半アイルランド土地問題はいかなる現実的内容をもち、イギリスの土地寡頭制と産業資本にとってどのような意味をもっていたのであろうか。これらの諸点の解明はすべて、客観的基礎過程の分析を待たねばならない。

土地購入、自作農創設政策と結果

制 定 法	対 象	条 件	実 施 結 果
1885年土地購入法 Land Purchase Act	地主が希望する 土地とその土地 の保有農	購入金全額の政府融資 利子4%、49年払い	1891年まで 25,367人の購入者 £ 9,993,000の融資 943,000エーカーの土地
1891年土地購入法	〃	4%、42年払い 10年期限の減額制	1903年まで 42,436人 £10,809,000の融資 1,185,000エーカーの土地
1896年土地法	〃		
1903年土地購入法	地主が希望する 土地	3¼%、68年払い 10年期限の減額制廃止 地主へ価格の12%の 特別割増金	1,565の保有地の購入 £ 1,135,635の融資 74,884エーカーの土地
1909年土地購入法	〃	3½% (特別割増金)市をもたせ たものにする	?

J. Bonn, *op. cit.*, pp. 92-99, pp. 147-148.

E. Barker, *op. cit.*, pp. 58-65. より作成。